

## 函館市観光アドバイザー会議設置要綱

### （設置）

第1条 函館市観光基本計画（以下「計画」という。）の推進にあたり，広く関係機関，学識経験者等の意見を反映させるため，函館市観光アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 会議は，広く観光に関連する分野に属する各種団体から推薦された者9人，市が指定する者2人の計11人をもって組織する。

### （任期）

第3条 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

### （会議）

第4条 会議に座長を置く。

2 会議は，座長が招集する。

3 座長は，会議の進行と調整を行う。

4 市長は，必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

### （意見の聴取）

第5条 会議は，施策展開等の検討に関し，必要があると認めるときは，委員以外の関係者の出席を求め，その意見を聞くことができる。

### （庶務）

第6条 会議の庶務は，観光コンベンション部観光振興課において処理する。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度座長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は，平成17年9月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は，平成21年11月22日から施行する。